

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 36 回会合議事録

1 . 日時 平成 18 年 6 月 22 日 ( 木 ) 9 : 30 ~ 12 : 18

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

( 1 ) 専門委員紹介

( 2 ) 座長の選出

( 3 ) 専門調査会の運営等について

( 4 ) O I E 総会の概要

( 5 ) 米国産牛肉等の輸入手続停止をめぐる状況

( 6 ) その他

4 . 出席者

( 専門委員 )

吉川座長、石黒専門委員、門平専門委員、佐多専門委員、永田専門委員、  
堀内専門委員、水澤専門委員、毛利専門委員、山田専門委員、山本専門委員

( 食品安全委員会委員 )

小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

( 説明者 )

厚生労働省 蟹江 B S E 対策専門官

農林水産省 釘田動物衛生課長

( 事務局 )

齋藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、  
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、中山評価調整官、  
梅田課長補佐

## 5 . 配布資料

- 資料 1 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿
- 資料 2 第 74 回国際獣疫事務局（O I E）総会の概要について
- 資料 3 米国産牛肉等の輸入手続停止をめぐる状況
- 資料 4 食品安全委員会（第 147 回）における「自ら評価（メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価）」に関する議論の概要について
- 参考資料 1 専門委員職務関係資料
- 参考資料 2 農薬専門調査会及びプリオン専門調査会専門委員の任免について

## 6 . 議事内容

中山評価調整官 それでは、定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。  
本日は、御多忙中にもかかわらず、先生方には御足労いただきまして、ありがとうございました。  
ました。

座長が選出されるまで、議事の進行を務めさせていただきます。事務局の評価課の中山と申します。よろしくお願ひします。

まず始めに、食品安全委員会寺尾委員長代理より、ごあいさつをいたします。

寺尾委員長代理 おはようございます。食品安全委員会の委員をしております寺尾と申します。

本日、寺田委員長が体調不良ということで出席できませんので、私が代わってごあいさつ申し上げます。

まず、委員の先生方、プリオン専門調査会の専門委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

皆様方には、内閣総理大臣から 4 月 1 日付けで任命が行われておりまして、先日、事務局から辞令を郵送させていただいたと思いますので、お手元に届いていると思います。

本日は、新たに御就任いただきました専門委員の先生もいらっしゃいますので、食品安全委員会の設立趣旨につきまして説明させていただきたいと思います。

御案内のとおり、食品安全委員会は、ちょうど 3 年前にリスク管理機関から独立いたしまして、中立・公正な立場で科学的な知見に基づきまして、リスク評価を行う機関として設置されたものでございます。

委員会は、7 名の委員で構成されております食品安全委員会、それからその下の 16 の専門調査会から構成されております。

このうち、専門調査会でありますプリオン専門調査会は、プリオンに関します食品健康影響評価を行うために設置されたものでありまして、動物及びヒトのプリオン病、それから食品衛生学、疫学等の分野に御見識の深い専門の先生方にお集まりいただいております。

BSEに関しましては、御存じのように、国民の関心が非常に高いという分野でございます。

食品安全委員会は、国民の健康の方が最も重要であるという基本認識に至っておりますけれども、この趣旨を御理解いただきまして、今後、科学的な知見に基づきまして、公正・中立な立場から闊達な御審議をどうかよろしくお願いしたいと思います。よろしく御願いたします。

中山評価調整官 それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料「第36回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、こちらを御覧ください。

まず、議題に入ります前に、事務局より資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、資料が4点、参考資料が2点の合計6点でございます。

まず、議事次第が最初にございまして、続いて座席表がございます。

続いて、資料1としまして、委員名簿がございます。

資料2でございますけれども、これは議事の4のOIE総会の概要に関する資料として用意しておりまして「第74回国際獣疫事務局(OIE)総会の概要について」でございます。

資料3でございますけれども、これは議事の5の米国産牛肉等の輸入手続停止をめぐる状況に関する資料としまして「米国産牛肉輸入手続停止をめぐる状況」がございます。これが1ページから22ページまでございます。

資料4でございますけれども、これは議事の6のその他といたしまして、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関する資料として用意しておりまして「食品安全委員会(第147回)における『自ら評価(メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価に)に関する議論の概要について』」でございます。

そして参考資料としまして幾つか用意しております。

参考資料1としまして「専門委員職務関係資料」。

参考資料2としまして「農薬専門調査会及びプリオン専門調査会専門委員の任免について」をお配りしております。

なお、参考資料1につきましては分量も多く、これまでほかの専門調査会でも配付した

専門調査会共通の資料でございますが、既にホームページに掲載されておりますので、傍聴の方には配付しておりませんが、御了承のほどよろしくお願いいたします。

また、これは委員の先生方にお配りしている資料としまして、「米国、カナダ諮問に係る補足資料リスト」というのが一番最後に付いているかと思えます。

これは、お手元にあります3つのブルーのフラットファイルのとして目次みたいなものでございます。

以上、資料を用意させていただいておりますが、不足等がございましたら、お手を挙げいただければと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日は、座長及び座長代理を御選出いただいた後、専門調査会の運営等につきまして、事務局から説明させていただき、OIE総会の概要、米国産牛肉等の輸入手続停止をめぐる状況、その他の議事としまして、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について御審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に座長の選出に先立ちまして、専門委員の方々の御紹介を申し上げます。

最初でございますので、50音順で御紹介させていただきます。

まず、石黒直隆専門委員でございます。

門平睦代専門委員でございます。

佐多徹太郎専門委員でございます。

永田知里専門委員でございます。

堀内基広専門委員でございます。

水澤英洋専門委員でございます。

毛利資郎専門委員でございます。

山田正仁専門委員でございます。

山本茂貴専門委員でございます。

吉川泰弘専門委員でございます。

本日は、以上10名の専門委員に御出席いただいておりますが、このほか、小野寺節専門委員、甲斐諭専門委員の2名の専門委員がいらっしゃいますが、本日は御都合により御欠席されております。

なお、食品安全委員会から先ほどごあいさつさせていただきました、寺尾食品安全委員会委員長代理、小泉委員、見上委員、坂本委員、中村委員、本間委員が御出席させていただいております。

それでは、本調査会の座長の選出を行いたいと思えます。

食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第3項、参考資料1の16ページに該当しますが、座長は専門調査会に属する専門委員の互選により選出するとなっております。

恐縮ですが、どなたか御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

山本専門委員 私からは吉川先生を座長として御推薦申し上げたいと思います。吉川先生は前プリオン専門調査会でも座長として数々の報告書を取りまとめてこられた経緯もありますし、御経験も豊富なので、是非吉川先生にやっていただきたいと思っております。

中山評価調整官 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

佐多先生、お願いします。

佐多専門委員 この委員の中で再任されているのが4人いるわけなんですけれども、そういった意味で、以前の経緯をよく知っているという意味で、吉川先生にお願いしたいと思っております。

中山評価調整官 ありがとうございます。ただいま、山本専門委員と佐多専門委員から吉川専門委員ということで御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

中山評価調整官 ありがとうございます。では、御賛同いただきましたので、座長につきましては、吉川専門委員が互選されたということで、吉川専門委員、恐縮ですが、座長席においていただきたいということと、併せてごあいさつをお願い申し上げます。

吉川座長 それでは、あまり長い時間をとらないようにあいさつをしたいと思いますけれども、前回、2年半座長をやってきて、かなり大変な仕事だなと思っております。

ここの委員会は、御存じのように公開で全部の記録が残るという委員会ですけれども、リスク評価という立場を考えますと、特に科学者の集団ですから、初めから意見が一致することは、どんな案件に関してもほとんどなくて、それぞれの委員がそれぞれの経験と科学的なベースに基づいて自由に言って、意見を闘わせて、回を経るごとにそれなりの意見の完全な一致を見ることはないとしても、コンセンサスを得ていくということがこの委員会の1つの役目ではないかと思っております。

そういう意味では、結論もさることながら、ここでそれぞれの案件について行われていくプロセスというものが、消費者あるいは国民にとってすごく大事だと思います。

そういう意味で、なるべく自分の頭で考え、自分の意見を責任を持って言っていただけるということが、この委員会の1つの使命と考えております。多分、これからまた2年間、新しいメンバーを加えて、新しい案件についても審議を進めていかなければならないと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ですが、座長のあい

さつに代えさせていただきます。

中山評価調整官 ありがとうございます。では、これより先の議事進行を吉川座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

吉川座長 それでは、審議を始めたいと思うんですけれども、最初に食品安全委員会専門調査会規程第2条第5項、参考資料1の16ページですけれども、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうち、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するという座長代理を置けということになっております。これは、一応、座長が指名することになっているので、私としては水澤専門委員にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

吉川座長 それでは、座長代理、簡単に一言、シナリオにないかもしれませんが、お願いいたします。

水澤座長代理 今、御指名いただきました水澤でございます。

私は厚生労働省の研究班でございます、プリオン病及び遅発性ウイルスに関する調査研究班というところの主任研究員を務めさせていただいております、その関係で、今回お話があったらと思うしております。食品ということと、人の健康ということの関係で、我々のやってきたことが活かされればと思っております。よろしく申し上げます。

吉川座長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に食品安全委員会専門調査会の運営等につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、お手元の参考資料1「専門委員職務関係資料」及び参考資料2「農薬専門調査会及びプリオン専門調査会専門委員の任免について」という資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、参考資料1を見ていただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、目次になっております。この食品安全委員会が設置されている基本法でございますが、その関係の説明、そして専門調査会の調査審議に関する事項、またそれ以外の業務。4番目が専門委員の服務。そして5番目が評価技術研究。6番目が総合情報システム。7番目に委員会の事務局組織図が載っているかと思えます。順に簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1ページを開いていただきたいと思います。食品安全基本法の関係です。この中で、特に御承知置きいただきたいと思いますのは、この基本法はリスク分析手法を導入

した法律でございます、1ページの下の方でございますように、食品健康影響評価が施策ごとに行わなければならないということで、科学に基づいた食品安全行政の仕組みをうたっております。

2ページにまいりますと、この中の囲ってある3項目ですが「食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない」とされております。

また、3ページにまいりまして、こちらは関連の施策を実施する際の考え方でございますが「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては」下の方にまいりまして「食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行わなければならない」となっております。

これがリスク分析手法の考え方を法律の中でうたっている部分でございます。

続きまして、4ページにまいります。食品安全委員会の所掌事務について規定したものでございまして、第2号からお話しさせていただきますが、第2号は、まさに食品健康影響評価、リスク評価を実施するということが規定されておりますが「次条の規定により」というのは、リスク管理機関から諮問を受けて行う食品健康影響評価のことでございます。または自らの判断で食品健康影響評価を行うことができることになっております。

その下ですが、食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため、講ずべき施策について、内閣総理大臣を通じて、関係各大臣に勧告することができることになっております。

また、食品健康影響評価の結果に基づき、講じられる施策の実施状況を監視して、必要があるときに、同じく内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することができることになっております。

その下ですけれども、重要施策について調査審議を行って、必要があると認めるときには関係行政機関の長に意見を述べることができるとされております。

また、これらに関連する必要な科学的調査及び研究を行うこと。また、第7号ですけれども、関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。これは、いわゆるリスクコミュニケーションのことを言っている部分でございます。

その下ですが、リスクコミュニケーションを関係行政機関が行いますが、その事務の調整を委員会が行うということになっております。

続きまして、ページは飛びますが、8ページです。

「4 委員会の権限」ということでございますが、諮問を受けてリスク評価を行うとい

うことで、必要に応じてこういう事態が出てくるわけですが、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるという権限の規定がございます。

ここに至らずとも、専門調査会の審議の中で必要とあれば、リスク管理機関から資料を求めることは当然できるわけですが、このための規定がございます。

また、その下ですが、専門委員に関する規定がございます。委員会、これは食品安全委員会ですが、食品安全委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるとなっております。専門委員は学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命するということになっております。

続きまして、10ページは今のような仕組みを図解したものでございます。

11ページは、この法律に基づく基本的事項というもののポイントをまとめたものでございますが、ここは省略させていただきまして、12ページ、13ページにまいります。

専門調査会の調査審議に関することですが、通常の調査審議の手順ですが、リスク管理機関から諮問を受けた場合には、食品安全委員会は諮問の内容について、リスク管理機関から、まずは説明を受けます。そして、審議を行った上で、専門調査会に対して専門調査会の事項に対して調査審議を依頼するということになります。

また、食品安全委員会自ら食品健康影響評価が必要と判断した事項についても同様に審議を行った上で、専門調査会に対して調査審議を依頼するという形式を取ります。まずは、親委員会であります食品安全委員会の方から調査審議を依頼するという形を取ります。

その下でございますが、専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案をとりまとめるということになります。

その評価書案につきましては、基本的事項という閣議決定の文書がございますが、その中で原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表するものとされておりまして、この意見募集は、現在、原則30日間行うということですが、多くの場合は文章でいただくとか、メールでいただくとか、そういった形で意見を募集しております。

4番目でございますが、食品安全委員会は専門調査会から調査審議の結果について報告を受けて、これを基に審議を行いまして、その評価結果を決定して、関係するリスク管理機関に通知する、こういう段取りを取るわけですが、

運営の関係で第2というところがございますが、13ページの上の方ですが、プリオン専門調査会の場合もそうですが、どの専門調査会に属するかということは委員長が指名する



ということになっております。

また、互選で座長を今、選任していただいたところでございます。座長が会議の議長となるということでございます。

また、座長に事故があるとき、その職務を代理する者ということで、座長代理をあらかじめ指名することができることになっております。これも先ほど行われました。

その下でございますが、留意すべき事項として、審議の公正さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員などが、その案件ごとでございますが、そういう立場におられる専門委員がたまたまおられたとすれば、専門調査会の判断によりまして、その案件の調査審議から除斥されるということで、会場から退室、またはその先生については発言を制限される訳であります。これはケース・バイ・ケースということで、通常はなかなかそういうことは考えられませんが、そういう取扱いがございます。また、調査審議が公開であるということ、これは非常に重要なことございまして、調査審議の結果、そして意見等が公表されるだけでなく、そのプロセス、会議、議事録、提出資料等も個人の秘密とか、企業の知的財産権などを侵害しないという範囲であれば、原則として公開されるということになっているということでございます。

続きまして、14 ページですが、リスク管理機関から諮問を受けて調査審議をするという立場でありますので、その関係を整理したものでございます。

第2パラグラフの後段の部分ですが、食品安全基本法においては、諮問事項を規定し、リスク管理機関に対し諮問を義務づけている場合、これは法定諮問事項と言われておりますが、必ず食品安全委員会に意見を聞かなければならないというものがございます。規定された諮問事項以外の諮問の権限もリスク管理機関に付与しているという関係上、当然ながら食品安全委員会の側としては、これを受理する義務があることとなります。諮問を受ければ、それを受理して調査審議をしなければならないということになります。他方、実際の食品安全委員会の運営に当たっては適切なリスク管理に資するリスク評価を行うために、委員会、専門調査会の場で、諮問の際にリスク管理機関から諮問に関する説明を聴取して、質疑を行うということを通常やっております。それによって、リスク管理機関とのリスクコミュニケーションが可能になるということになります。

これ以外に、一番下のパラグラフですが、食品安全委員会は、通常の審議会と異なりまして、食品安全基本法に基づいて、自らの発意によるリスク評価ができるということ、あるいは重要事項については調査審議・意見具申などの権限が与えられるということが特に違っているところでございます。

ですから、リスク評価については、もし必要があれば、自らの発意によってリスク評価を行うということも可能であると、そういう仕組みになっております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページ、18ページが専門調査会の運営規程でございます。

この中で、18ページの別表にありますように、プリオン専門調査会の所掌が書いてありまして、プリオン専門調査会、プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議することというふうにされております。

19ページは、先ほど若干御説明させていただきましたが、調査審議の方法、特別な利害関係があるような場合の取扱いなどについて規定しているものでございます。

20ページが公開の関係の規定でございます。

21ページを御覧ください。調査審議を行っていただくということ以外に専門委員の必要に応じて御協力いただいている事柄がございます。

その1つ目が、リスクコミュニケーションで、その中の意見交換会でプリオン専門調査会に関わるテーマが意見交換会にかかる場合に、プリオン専門調査会の先生方に御出席いただくというようなことがございます。16年、17年で、その実績がございまして、御貢献いただいたところでございます。

22ページでございますが、食品安全モニターという食品安全委員会で委嘱している人たちがいるんですが、こちらの会議に御出席いただいた実績もございます。

また、22ページの下の方ですが、国際会議の場に専門委員の先生に御出席いただいて、情報収集、意見交換などを図っていただくということでございまして、17年度にはプリオン専門調査会からお二人御参加いただいたという実績がございます。

また、評価技術研究の運営などについて御参画をいただいているという実績もございません。

あと、24ページですが、国会で議論になるようなテーマ、特にBSEは非常に国会で関心が高いわけですが、ここについては専門委員は参考人あるいは政府参考人ということで出席を求められて、意見、説明を聞くということで国会の方に招致されるケースがございます。その実績が、この下に書いてあるとおりでございます。

25ページ以降ですが、専門委員の服務に関する規定でございます。

まず、専門委員というのは、非常勤ではありますが、当然国家公務員ということでございますので、国家公務員法の規定が適用されるので、その関連の主だったものは同じように適用を受けるということでございます。

まず「1 服務の根本基準」と書いてありますが、公務員の場合は当然でございますが、公共の利益のために勤務すべきであって、卑しくも個人的な利益等のために勤務してはならないという規定があります。

その下でございますが「2 法令及び上司に従う義務」です。この委員会ですと、ほかの場合と違ってその辺が明確になりませんが、まずは法令遵守は当然ですし、上司ということになりますと、形式的には食品安全委員会ないしは食品安全委員会の委員長ということになるかと思えます。調査審議をお願いするような関係です。

次の26ページでございますが、若干関連がある事項としては、信用失墜行為の禁止ということございまして、国民の信用を損うような行為は禁止されております。あと、特に関連が深いと思われるのは、「5 秘密を守る義務」ということでございますが、考え方としては、調査審議において、調査審議自体は公開で行われますが、そこでの審議の前に情報が外部に漏れて、それによって円滑な食品健康影響評価等の実施に支障が生ずる場合とか、あるいは審議結果の決定後であっても、例えば非公開で行っていたような事案については、非公開情報が公になることによって、さまざまな支障が生ずる場合もあり得るということになります。

また、この関連で審議結果自体がとりまとまった点について、専門委員がどういう立場を取るかという話がございまして、26ページの括弧内に書いてありますように、専門調査会以外の場合において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することは、直ちに公務員の服務に違反することにはなりませんけれども、その場合、個人の見解であるのか、食品安全委員会の特に専門調査会として審議された結果との関係で、個人の見解であるのか、専門調査会の専門委員としての発言なのか、その辺りがある程度誤解を招かないような注意が必要ではないだろうかという点について、若干書いてございます。

守秘義務という意味では、専門委員を辞した後にもその守秘義務がかかると、これは公務員一般について言えることでございます。その関連の規定が27ページにございます。

あとの部分は特に説明は省略させていただきますが、評価技術研究の概要が29、30、31から情報システムの関係を載せてございます。また、参考資料として基本法の全文を載せております。

参考資料1の方は以上でございますが、併せまして、参考資料2の方を御説明させていただきたいと思えます。

こちらの方は任免についてでございますが、基本的な考え方にありますように、今回の

任命は、全専門調査会共通のものでございまして、既に他の専門調査会では、17年10月1日付けで別添と書いてある資料がもう一枚付いているかと思いますが「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて（案）」という決定に基づきまして、任免が行われております。

このプリオン専門調査会におきましては、米国産牛肉等の食品健康影響評価などの審議が行われていた関係で、10月1日には改選を行わないで、4月1日ということになったわけでございます。しかしながら、考え方は他の専門調査会と全く同じ考え方に基づいております。

その中身はどういうことかと申しますと、2に書いてございますように、まず、内閣府が、これまで任期が付されておりました専門委員に対して、任期付きの任免をすることが方針として定められたものですから、それを実施するために、一旦一斉に辞職願を出していただきまして、その後、再任をします。新任の方についても、2年間の任期を付すという取扱いをするという、まずは形式的な理由で、この改選をしたということでございます。

4月1日付けで改選がなされております。

その際に、これは一般の審議会でもそうなんですが、基本的にすべてに共通して適用される事柄をほぼ網羅しておりますが、考慮すべき事項として府省出身者は原則として専門委員に選任しない、主に行政官OBは専門委員に選任しないことになっております。

あと、高齢者はできるだけ専門委員に選任しないということがございますので、ここでは内閣府の方の一律の基準によりまして、70歳以上の者は原則として専門委員に選任しないということになっております。これは、任命時に70歳であるかどうかということでございます。

また、できるだけ女性の専門委員の割合を増やすべきであるということが全体として言われておりますので、それに努力する必要があります。

また、先ほどの規定の中にもございましたけれども、リスク管理機関から独立して中立公正な立場から審議を行わなければならないという関係上、リスク管理機関に設置された審議会等の委員などについては、できるだけ兼務を避けるということでプリオン専門調査会の場合におきましては、リスク管理機関の審議会等の座長とか、部会長とかをされている方については、選任をしないという取扱いで、この兼職の抑制ということについて努めたということでございます。

こういった考え方にに基づきまして、今回、4月1日の任命が行われたということござ

います。

以上でございます。

吉川座長 説明ありがとうございました。ただいまの説明内容あるいはかなり長いあれでしたけれども、記載事項等について、御意見あるいは御質問はありますか。

何か思い直して見ると、2年半前に就任したときに、こういう説明があったかどうか、あまり私の記憶にはないんですけれども、今回、全部説明いただいて、こういう立場で席に臨んでいるんだということがわかれたと思いますけれども、御質問ございませんか、いいですか。

それでは、議事の方に入りたいと思います。

1つ目の議事ですけれども、本年5月26日にOIEの総会が開催されましたけれども、その概要についての報告をしていただきたいと思います。事務局から経緯の説明をお願いします。

梅田課長補佐 今、御紹介がございましたように、今年の5月にOIEの総会が開催されて、その中でBSEについても規約、コードが改正されてございます。

その概要につきまして、本日、会議に参加されました農林水産省から御説明をいただくことにしております。

なお、6月1日の食品安全委員会におきまして、既に御報告をいただいておりますが、その関係資料につきましては、食品安全委員会での席上、プリオン専門委員にもお配りするようにという指示がございまして、既に先生方にお送りしているところでございます。

本日は、農林水産省から釘田動物衛生課長にお越しいただいておりますので、説明の方をよろしく願いいたします。

釘田動物衛生課長 おはようございます。御紹介いただきました農林水産省の消費安全局動物衛生課長の釘田と申します。

当プリオン調査会には、プリオン病に関わる動物の病気、食品の安全の観点で、これまでも大変多くの御審議をいただいておりますし、これからもまだいろいろな御審議をいただくことが多いかと思っております。

この問題につきましては、私ども農林水産省と厚生労働省が連携してやっていることが多いわけでございますけれども、これからもいろいろと御説明させていただく機会が多いかと思っておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

早速、今の議題でございますが、今、お話がありましたように、OIE国際獣疫事務局と申しますけれども、この総会が先月行われまして、その中でBSEコードの改正が行わ

れましたので、その概要について簡単に御報告させていただきたいと思います。

まず、OIEという組織でございますが、もう皆様はよく御存じかもしれませんが、フランスのパリに置かれている国際機関、国連には属さない国際機関でございます、大変古い国際機関なんです、1924年にヨーロッパで牛の牛疫という病気が大流行したときがあったそうございまして、こういった動物の伝染性の病気に対処するためには1つの国だけでは非常に難しいということで、当時ヨーロッパの国々が連携して当たろうということで、できた国際機関だと聞いております。現在では、世界160ヶ国以上の国が加盟しております、それぞれの国の家畜衛生当局の代表者が参加しております。毎年5月の最後の方の週の1週間総会が開かれまして、そこでこの組織の運営事項あるいはこのOIEが定めています最も重要な動物畜産物の国の間のトレードの際における動物検疫のルールの国際基準というのがございますけれども、これを私どもコード(規約)と読んでおりますけれども、このコードについて毎年5月の総会で決定されるということになっております。

このOIEという組織が非常に近年重要性を増しておりますのは、申し上げるまでもないんですが、先般、WTOができましたときに、この中に動植物検疫のルールというのが定められまして、いわゆるSPS協定と呼ばれているものですが、このSPS協定の中で動物検疫のルールに関する国際基準を作成する機関として、このOIEが指定されたということによります。

したがって、OIEが定めている、各疾病ごとに、動物の病気ごとにたくさんの規約というのを定めておりますけれども、この規約に基づいて各国は動物検疫上の措置を取ることが推奨されているという位置づけになっております。

したがって、5月の総会というのが各国の家畜衛生当局の代表者が参加した上で、最高決定機関としてコードの作成、あるいは修正、改正といったことを決定いたしますけれども、毎回私は申し上げておりますけれども、このコードの作成に当たりましては、非常に長いプロセスがございまして、5月の1週間の総会ですべての物事がその場で決まるわけではございません。総会にかかる以前に、少なくとも1年間、場合によってはそれ以上の期間をかけて、それぞれの病気の専門家が最新の科学的知見に照らして、その病気の各国への侵入を防ぐためにこういった措置を取ることが適切かという観点から、このコードというものの見直しをしております。

そういった専門家のアドバイスを受けた後、OIEの下には科学委員会ですとか、コード委員会といった各国の専門家から成る委員がございまして、そういった委員会での審議を経た上でこの総会に付されます。

したがって、そういった科学的知見に基づいた議論を経た案が出されてまいりますので、5月の総会において例えば、経済交渉などのように各国の力関係で規約が変わると、交渉によってつくられるというものでは必ずしもないと思っております。

したがって、総会におきましては、例えば審議が不十分な点があるといったことから、差戻しをするようなことはできるわけですが、総会で各国の話し合いの結果、その場で条文をつくり変えるというのは非常に難しいという面がございます。もし、不十分な点があれば、それは差し戻して、もう一回審議を科学者の間でやってくれというプロセスになるというのが本来の姿だと考えております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、OIEが定めておりますたくさんの疾病ごとのコードというのは、OIEのホームページにすべて掲載されておりますので、そちらを御覧いただければ全文が御覧いただけますけれども、本日、御説明申し上げますのは、その中でBSEコードの部分の今年の改正部分なんですけれども、これにつきましても、実はBSEコード全文を御覧いただいた上でないと、なかなかおわかりになりにくいと思っておりますけれども、本日は5月の総会で決まったことのポイントだけを簡単に御紹介させていただきます。

まず、1番目に無条件物品のうち骨なし牛肉に課される条件というのがございます。これは無条件物品という言葉がおわかりになりにくいかと思っておりますけれども、OIEのBSEコードの中では、各国のBSEのリスク評価を行う手法というのが定められておまして、各国のBSEのリスクを3つのカテゴリーに分けるという考え方がございます。そのカテゴリーに応じて貿易をする際に、各国が取るべき措置というのを定めているということになるわけですけれども、その3つのカテゴリーというのは、通常清浄国といった言葉があるんですけれども、BSEの場合は清浄ということが非常に難しいということから、無視できるリスクという言葉になっておりますけれども、無視できるリスクの国、それから管理されたリスクの国、これが2つ目のカテゴリーで、3つ目は不明のリスクと、こういったほかの病気とはちょっと違った分類をしておりますので、この3つのカテゴリーがありまして、それぞれのリスクの程度に応じた検疫措置というのが定められているんですけれども、その中で無条件物品といいますのは、そういったリスクの程度にかかわらず、一定の条件を満たせば、安全に貿易できるものとしてコードの中に位置づけられているものでございます。

例えば、牛乳、乳製品とか、あるいは牛の受精卵、精液といったようなものがございませう。こういったものは、BSEに感染している牛由来のものであっても安全だと考えられ

ていることから、その国のリスクにかかわらず、安全に貿易ができるものとなっております。そうしたものを無条件物品というふうに呼んでおります。その牛乳、乳製品とか、精液、受精卵のほかに、昨年改正におきまして、いわゆる骨なしの牛肉というのも安全無条件物品ということでコードの中に位置づけられたわけでございますが、単に骨抜きであればいいということではなくて、それに幾つかの条件が付いております。その中の条件の1つが、30か月齢以下という条件。それから、にもございますが「患畜やその疑いのある牛由来でないこと」といった条件が付いておりました。

今年の議論におきましては、30か月齢以下というのは外してもいいんじゃないかという議論がございましたけれども、これについては結論を申し上げますと、その後、専門家の意見あるいは各国からの意見を踏まえまして、この条件は維持されたということでございます。

この資料の裏側にその経緯が、関係条文を抜き書きした形で示されておりますが、左の方に現行のBSEコード、2005年に作成されたコード。真ん中に事務局が今年の1月だったでしょうか、提案した1次案、それからその後の修正を踏まえて総会に提出された2次案という形で示されております。この無条件物品のうち、骨なし牛肉に課されている条件、幾つかあるんですが、30か月以下という条件については、一旦1次案では削除されたんですけども、2次案では復活したということで、総会においては、そのままこれが維持されるということで決定されております。

続きまして、にも書いてあります「患畜やその疑いのある牛由来でないこと」という条件につきましても、裏の方の資料を御覧いただいた方がわかりやすいと思いますが、幾つかの条件のうちピッシングがなされていないこと、これは今回は何も変化はございません。

その次に「と殺前後の検査を受けていること」という条件が従来ございましたが、これについて、少し表現を変えまして、「と殺前後の検査に合格していること」という表現に改めた上で、その次の「BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていない」という条件は削除されることになりました。

この考え方というのは、BSEという病気については、現状では死後の検査でなければ確定診断ができないということもございまして、と殺前後の検査、特にと殺後の検査に合格しているということの中で、BSE感染の疑がない、もしくは感染が確認されていないということは十分に読めるということで、言わば従来の条件にダブリがあるということで、ここは文言の整理ということでこういうふうに修正されております。

したがいまして、私どもはこの議論については、わかりやすいという観点からは従来の



ままでいいんじゃないかという主張もしたんですが、最終的には文言の整理という考えを受け入れて、この修正ということになっております。

したがって、実質的にはこの条文が意味するところは変化はないと考えております。

表に戻りますけれども、次に無視できるリスクの国の条件の中で、これもたくさんの条件があり、重ねて言いますが「最終発生から7年以上経過」という条件が、今回は、11年以内に自国で生まれた牛で発生がないという条件に変更されております。これもBSEは通常は子牛、生後早いうちに経口摂取したもののの中にプリオンが混入していることによって感染が成立するんだらうと考えられていることから、その後、潜伏期間が非常に長いということもございまして、その国の汚染状況との関係という意味からしますと、発生があった時期よりも感染が起こった時期ということの方が重要な意味を持つんだらうという考え方から、発生があった時期ではなくて、その牛が生まれた年に着目して条件を定めようということでございます。私どももその考え方自体には賛成できるということだったんですけれども、ただ何年にするかというところは少し議論がございまして、裏を見ていただくとおわかりになるんですが、1次案では8年以内という数字が示されておりましたけれども、これについてはいろいろ議論があった上で、最終的にはとりあえずといたしますか、今回は11年という数字が採択されております。この11年の根拠については、具体的なデータは、現在、我々も入手していないんですが、EUのこれまでの蓄積されたデータから、この数字が導かれているということで、その根拠となるデータについては、いずれOIE事務局から提供されると聞いております。これが2つ目の改正点でございます。

最後に(3)としまして、BSEサーベイランスの基準がございまして、このサーベイランスの考え方というのもいろいろ議論を経て、昨年の総会において大幅な改正が行われているんですけれども、その中ですべての臨床症状牛を検査すべきという条件が今回追加されたということでございます。このサーベイランスの対象牛をどういった牛から選ぶかという議論と関連しまして、今はポイント制という考え方になっているために、ある一定のポイントを達成すれば、どういった牛を検査してもいいと。ただ、臨床症状牛には非常に高い重みづけがなされていますから、そちらを検査した方が早くポイントが達成できるという考え方になっていたんですけれども、その中でもやはり臨床症状牛については、BSEの存在を見逃さないために、すべて検査すべきであるという主張からこの条文が追加されることになりました。これも私どもとしては、望ましい方向での改正なんだらうと認識しております。

この資料の中では、以上でございますが、このほかにも細かな改正が何点かございます。

例えば、コホートの考え方というのは、このコードの中でも大きく2種類ありまして、出生後1年になるまでの間に、1歳までの患畜と同居していた牛、つまり子牛時代に患畜と同じ餌を食べた可能性のある牛というのがまずあるんですけども、そのほかにもう一つ、感染牛から過去2年以内に生まれた牛というのがあったんですけども、後者の感染牛の母牛から生まれた子牛については、今回コホートの定義から外されることになりました。そういった見直しも今回なされております。

OIEの総会の議論についての御紹介は以上にさせていただきたいと思いますが、冒頭申し上げましたように、こういった規約の改正については、特にBSEの場合は、まだまだいろいろわからない部分もあるということから、各国もいろんな研究に取り組んでおりますことから、新たな知見が得られれば、またそれに応じて見直されることもあるということですし、これは5月の総会で各国の代表者が交渉して決めるということではなくて、科学者から出された最新の知見に応じて、その都度見直しがなされるというものでございますので、我が国からもそういう関係の最新の知見といったものを国際的な場できちんと発表していただいて、こういう議論にもインプットしていただくことが非常に重要なんだと考えているところでございます。また、先生方の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

吉川座長 どうも説明ありがとうございました。ただいまのOIE総会の御説明に関して、どなたか御意見あるいは御質問はございますか。

どうぞ。

水澤座長代理 御説明ありがとうございました。最初の「30か月齢以下という条件を削除する」という事務局案でしょうか、原案になった根拠というのがよくわからなかったのですが、1年以上かけて議論された経緯、すなわちどういうことでそういう結論になったのでしょうか。

釘田動物衛生課長 1次案で削除された案が出された経緯というのは、必ずしもはっきりとはわからないんですが、昨年の総会で骨なし牛肉を無条件物品の1つにする際に、それにどういった条件を課すかというところでは、いろいろな議論がございました。

その中で、当初から月齢制限というのが必要かどうかというのは科学者の間でも意見が分かっていると聞いておりまして、昨年の総会では30か月齢以下という条件を課した上で採択されたんですが、やはりその問題というのは、依然くすぶっていたようでありまして、細かくどういう科学者がどういう論拠を基にそういう主張をしたのか正確には把握してお

りませんけれども、従来からあった月齢にかかわらず、マッスルミートであればプリオンがそこに蓄積することはないという考え方から、月齢にかかわらず安全なんだという考え方で月齢制限は外してもいいんじゃないかという考え方を基に、一旦は月齢制限を外した提案がなされた。

しかし、その後の議論で、安全性は非常に高いんだろうけれども、やはりプリオン病というのは年齢が進むに当たって、体内で蓄積されるということから、やはり一定の月齢を課した方がより安全なんだろうと、我々もそういうふうに考えてそういうコメントを出しましたし、専門家間で議論した上で、やはりここで月齢制限を外すというのは問題が多かるうということで、また復活したと聞いております。ちょっとあいまいですけども、一応経緯としては、そういうことで、一旦外したものがまた復活したと聞いております。

吉川座長 いいですか。

水澤座長代理 はい。

吉川座長 ほかにございますか。どうぞ。

毛利専門委員 サーベイランスの基準ですけども、すべての臨床症状と書いてありますけれども、これはBSEを疑う臨床症状という意味なのか、それともそれ以外の何らかの神経症状、そういったことすべてなのかということをお教えいただきたいと思っております。

釘田動物衛生課長 サーベイランスについては、独立したチャートといたしますか、BSEサーベイランスの条文というのが、これもまたOIEコードの中に附属文書として定められておりまして、その中に牛群の定義というのがなされております。

臨床症状牛と一言で言っておりますが、この中での正確な定義としては、BSE様の行動または臨床症状を呈している30か月齢を超える牛と、月齢については、実は超えていない場合も最終的には含まれてしまうんですけども、そういう定義がなされておまして、それは具体的にはどういったものかということによって詳しく書かれておまして、その部分だけ少し紹介しますと、これは一般的に言われていることですが、治癒することが難しい疾病に罹患している牛、それから光とか音に異常な反応をするような行動を示す牛ですとか、幾つか、そういう典型的な症状が書かれております。

したがって、ここはあくまでも単なる神経症状ということではなくて、やはりBSEに特徴的な行動パターンを示すということをもって判断しようということになっております。

ただ、実際現場においては、BSE様の神経症状牛なのか、それ以外の単なるほかの病気に由来する神経症状牛なのかということをお明確に区別するというのは、臨床的には非常に難しいと思っておりますので、現場において、きちんと線引きできるのかというのは、常に議

論にはなりませんけれども、一応概念としては、そこは整理されているということだと思います。

水澤座長代理 先生、今、「すべての」というのが、症状にかかるように発言されたように思うのですけれども、「すべての」は牛にかかっている、症状は、御説明のBSEの症状ということですね。

毛利専門委員 いや、私が質問させていただいたのは、すべての牛ではなくて、臨床症状、つまり類症鑑別等々という意味合いです。

水澤座長代理 今の御質問は、症状がBSEのすべての症状か、ほかのいろんな疾患も含めたすべての症状かということでしたが、もともと文章の意味は「すべて」は牛にかかるのですね。BSEの臨床症状を示す牛のすべてという意味ですね、違いますか、そういうことですね。

釘田動物衛生課長 BSEコンパティブルなBSE症状牛という言い方を従来していたんですけれども、つまり臨床的にBSEが疑われるような臨床症状を示している牛ということですね。

吉川座長 どうぞ。

山田専門委員 ちょっとお伺いしたいんですが、最初の無条件物品のうちの骨なし牛肉に課される条件の2番目でと殺前、と殺後の検査に合格していることというふうに修正されたということなんですが、これはすべての牛に関してどんな検査に合格しているということなんでしょうか、そこをちょっと御説明願いたいと思います。

釘田動物衛生課長 と殺前後の検査の内容については、BSEコードの中では何も定義されておりません。これについては、考え方としては、各国がまた別の基準によって定めるべきことと解釈されておりまして、通常であれば、と殺前のと畜場に受け入れした際の目視による臨床的な検査、あとと殺後の枝肉とか内臓とかの目視による検査が最低限含まれますけれども、日本の場合は、そういうと殺後の検査の中で、いわゆるBSE検査も行っているということでございます。

吉川座長 やはり、先ほどの説明で、ここのスラッシュで書いてあることは、アンドなのかオアなのか、あるいは前検査というものが臨床症状を意味しているのか、後検査がスクリーニングとしてのBSE検査を意味しているかということは、先ほどの説明だと日本向けに、後検査というのはBSE検査で陰性であるという解釈なんだという説明になっていたけれども、OIEそのものの考え方としては、必ずしも後検査というのはBSEの検査で陰性であるということの意味しているわけではないというのが今の説明ですか。

釘田動物衛生課長 その点は、各国がその国が達成しようとしている食の安全のレベルに応じて定めるべきことだという考え方だと思います。したがって、国によって、日本で行っているようなBSE検査を、EUは日本と近い検査をやっているし、そうではない国もあるわけです。そのことをOIEが一律に拘束しようとしていることではありません。そこは各国が判断すべきことということです。

吉川座長 このスラッシュはアンドですね。前及び後検査に合格しているということですね。

釘田動物衛生課長 これはアンドです。

吉川座長 いいですか。ほかに御質問はございますか。

もう一つ、先ほどコホート群の話で、陽性牛が2年以内に生んだ子どもについては削除するという総会の結論になったという説明でしたけれども、日本についてはどういう対応を考えておられるんですか。

釘田動物衛生課長 今、BSEにつきましては、BSEに関する防疫指針というのを大臣が定めておまして、これに基づいて防疫対策を講じております。その中で、疑似患畜の範囲として、OIEコードで定めておりますコホートを疑似患畜としてBSEが国内で確認された場合には、先ほど申し上げましたような、同じ時期に生まれて、同じ餌を食べた可能性のある牛群、それから雌牛であった場合は、過去2年に生んだ子牛追跡して、それについては殺処分して、検査して、すべて廃棄するという措置を取っておりますが、今回、子どもについては、OIEのコードが見直され、コホートの定義から外されたということです。私どもが定めております防疫指針についても、今後見直しを検討したいと思います。

これについては、農林水産省の方にプリオン病小委員会というのを設けておりますので、そちらの専門家の御意見を聞きながら判断していきたいと思っております。

吉川座長 わかりました。どうぞ。

永田専門委員 以前にお送りいただいた資料の中に、OIEとは別に、例えばヨーロッパでもリスクをカテゴリーしたりする委員会等があると読んでおりますけれども、やはり先ほどちらっと各国でいろいろな規制の仕方とかはある程度自由があるとおっしゃいましたけれども、全体としては、OIEというのが、ヨーロッパの委員会とか多分あるかもしれませんが他の委員会よりは、もう少しグローバルというか、ここを基準にしてやっておこうという国際的な動きにあるんでしょうか。

釘田動物衛生課長 今、お話にあったのは、EUの食品安全委員会に相当するEFSA

という機関がありまして、そこでGBRというリスク評価をしております。これはEUとしてEUと貿易関係があり得る国を評価しているということでございます。

実は、OIEのBSEコードができる過程においては、EUの考え方というのが非常に色濃く反映されています。これは当然と言えば当然でして、BSEという病気がまずはEUにしかなかった、イギリスから始まった病気ですので、この病気に関する知見というのはEUが一番持っているわけですから、EUの考え方が非常に色濃く反映されておりまして、BSEのカテゴリーの考え方、リスク評価の考え方もEFTAが行っているGBRの考え方と非常によく似ております。その考え方を導入しながら改正してきているというのが実態でございます。

ただ、国際的には先ほど申し上げましたように、トレードをめぐって、各国が取っている検疫措置をめぐって紛争が起きる場合があるわけです。そういう紛争を処理する際の考え方としてWTOがあって、その中にSPS協定というのが定められておりますので、理論上は、そういった2国間の紛争が起きたときに、その紛争をどうやって処理するかというときに、SPS協定の考え方で処理することになるわけです。

そのときに、根拠となるのは、OIEコードになります。したがって、OIEコードに基づいて各国は輸出国のリスクを評価し、そのリスクに応じた検疫措置を取る権利があるわけです。

ですから、そういう意味では、あくまでもOIEが定めておりますBSEコードの考え方に沿ってリスク評価を行い、必要な検疫措置を取るというのが原則になります。

ただ、特にBSEのリスク評価というのは非常に難しゅうございますので、EUが行っているGBRというのは非常に参考になるんだろうと思います。ほかの国もGBRというのは非常に注目しているというのが実態かと思えます。

吉川座長 どうぞ。

堀内専門委員 サーベイランスの基準のことで、ちょっとお伺いしたいんですけども、BSEサスペクトをすべて検査すべきというのはよくわかるんですが、ただ今後というか、現在、BSEサスペクトというのはどんどん減る傾向にあって、以前も議論があったと思うんですけども、リスク牛に対象を移すべきではないかと思うんですけども、今日の報告の中では、サーベイランスのサンプル数等については今後も議論継続ということになっておりますけれども、サーベイランスの対象となる牛の議論の経過というか、そこら辺で何か御存じでしたら教えてください。

釘田動物衛生課長 恐らく、資料をちゃんと用意して御説明した方がいいのかと思いま

すが、口頭だとおわかりになりにくいかと思えますけれども、昨年サーベイランスの考え方というのは大きく変更されまして、いわゆるポイント制になりました。ポイント制の考え方というのは、サーベイランスの対象というのは、牛群すべてが対象になります。しかし、そのすべての牛をOIEの中では4つのカテゴリーに分けています。この4つといたしますのは、通常健康牛としてと畜場でと畜処分される牛、これが1つです。

2つ目は、いわゆる農場等での死亡牛です。

3つ目が、緊急と殺牛、あるいは事故牛と呼ばれているもので、これとフォールンストック(死亡牛)との区別が、また難しいといえますか、分けにくいところがあるんですが、一応定義がなされておりまして、いわゆる事故牛、あるいは緊急と殺牛、これが3つ目です。

最後に、先ほど言いました臨床上疑われる疑似患畜です。臨床上に疑わしい牛というのが4つ目のカテゴリーです。

考え方としては、どの牛を選んで検査をしてもいいんですが、それぞれのカテゴリーごと、なおかつ年齢によってマトリックスでそれぞれのカテゴリーと年齢によってポイントが与えられておりまして、例えば臨床的な、いわゆるクリニカルサスペクトと呼んでいますが、クリニカルサスペクトで、例えば5歳の牛を検査しますと、750ポイントが与えられます。

一方で、通常健康なと畜牛、例えば3歳の通常健康なと畜牛を検査した場合には、0.1ポイントしか与えられません。したがって、そこにもう既に7,500倍の差があるわけなんですけれども、そういうふうに重みづけが行われておりまして、どの牛を検査してもいいんですが、検査した結果、そのポイントを加算していきまして、あとどのポイントを達成するかというのは、それぞれがどのレベルで国内の感染牛を摘発するかという統計的な議論になるんですけれども、今、OIEが示している1つのスタンダードとしましては、10万頭に1頭感染があった場合に95%の信頼度で摘発できるレベルとして30万ポイントとこれを達成すれば、そういうレベルの検出ができると示されております。

堀内専門委員 そのポイント制のことは存じ上げているんですけれども、OIEとしては、クリニカルサスペクトに一番重きを置いていると。

釘田動物衛生課長 はい。

吉川座長 ほかにございますか、いいですか。

それでは、どうも詳しい説明をありがとうございました。またOIEの件に関しては、いろいろな知見情報が得られたときには、情報提供をしていただきたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

それでは、この件に関しては終えまして、次の議事に移りたいと思います。

本年1月20日、米国から輸入された牛肉に脊柱が混入したということで、すべての米国産の牛肉の輸入手続を停止してきているわけですが、本日、リスク管理機関から停止した後の経緯、対応状況等について、御説明があるということで、最初に事務局の方から説明をお願いします。

梅田課長補佐 時間もございませんので、簡単に関連したことにつきまして説明させていただきます。

本件につきましては、食品安全委員会におきまして、これまでの経過の中で動きがあったとき、例えば日米専門家会議が行われたであるとか、あるいは米国から調査結果が提出されたというような動きがあったときに適宜報告をいただいているところでございます。

1月20日の脊柱の混入事案が発生して以降、1月26日にまずその事案についての概要を説明していただいたということ。

それから、2月23日に米国の調査報告書についての報告をいただいたこと、それから3月、5月につきましては、それぞれ日米専門家会合が行われております。その概要についてそれぞれ報告をいただいております。

また、6月15日、先週でございますけれども、意見交換会を管理側が中心となって行っておりますが、その概要についても、先週報告をいただいたということになってございます。

併せまして、それぞれ提出されました資料につきましては、各専門委員の方にも既にお送りしているところでございます。

以上、併せて説明させていただきました。

本日は、説明者として引き続き農林水産省から釘田動物衛生課長、それから厚生労働省から蟹江BSE対策専門官にお越しいただいておりますので、説明の方をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

吉川座長 では、お願いします。

釘田動物衛生課長 それでは、資料3に基づきまして、簡単に御説明いたします。

1ページ目に経緯がございまして、今、事務局の方から御説明があったとおりでございます。

資料としては、1月20日の輸入を停止したときのプレス発表資料、これが2ページ目。それから2月10日、これは厚生労働省の方で実施されて、既に輸入された米国産牛肉の



実施調査結果についての公表資料、これが3ページ目。

その後、米国農務省が今回起きた問題についての調査報告書を日本側に提出いたしました資料が4ページ目からです。

ちょっと飛びまして、その調査報告書に対する質問を私どもはいたしましたけれども、それに対する回答というのが3月18日に来ております。この資料が7ページ、8ページです。

その回答を受けて、3月28日、29日に1回目の日米専門家会合が行われておりまして、その結果概要が9ページ目です。

その後行われましたリスクコミュニケーションの概要が10ページ目、11ページ目です。

それから、先般の5月17日から19日に行われました2回目の日米専門家会合が12ページ目にあります。

6月1日から14日まで行われたリスクミの結果、これが14ページからあります。

最後の資料としては、昨日、一昨日行われました日米の局長級のテレビ会合の結果として作成されました共同記者発表資料というのがございまして、これは英文がまず付いておりまして、16ページから、その仮訳が19ページから付いております。

それぞれ御説明した方がいいのかもしれませんが、ちょっと説明も重複しますし、時間もありませんので、最後の資料に基づいて、現時点でこういった状況にあるのか、何が決められたのかということをお説明、御報告したいと思います。

19ページをお開きいただきたいと思います。

タイトルにありますように「日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置についての共同記者発表（仮訳）」ということになっております。

原文は英文で作成されておりますので、仮訳ということになっておりますけれども、ここで一言申し上げますと、報道等では輸入再開の合意ということで報道されておりますけれども、私どもの理解としては、今回、日米間で局長級会合を行いまして、作成された文章上は、輸入再開自体を決めたのではなくて、輸入再開に至るまでの取られる措置について認識を共有したという表現になっております。

したがいまして、輸入再開に合意したということは、正確に言うと違うと思っておりますので、一言申し上げさせていただきます。

それで、共同記者発表の資料の内容でございましてけれども、3つの部分から成っておりますけれども、まず、1番目の米国側の措置が1番目です。それから、2つ目は日本側の措置、それで最後に3番目に輸入手続の再開となっておりますけれども、この文章がつく

られた経緯としましては、先ほど御覧いただいたとおりですけれども、1月20日に脊柱が混入した牛肉が輸入された。それに基づいて輸入手続が停止されましたので、その後、私どもは米国に対して、なぜそういう問題が起きたのかということの原因究明と、それから再発防止策の報告を求めてまいっていたわけですが、それらについて何回かの専門家間の議論を経て、今後輸入再開に当たっては、米国側も必要な再発防止策、改善策を取りますし、日本側としても、それに応じた改善策を取ると、そういったことをお互いに確認しつつ、輸入再開に向けて引き続き手順を踏んでいこうということでございます。

米国が取るべき措置として、ここには大きく3点ございますけれども「1 施設の措置」とありますが、これは対日輸出施設というのが米国農務省によって指定されておりますので、その施設において取るべき事項が書かれております。

細かく3つほど書いておりますけれども、それぞれの施設、今、実は35の施設が対日輸出を希望しておりまして、米国農務省の指定を受けているんですけれども、それぞれの施設が日本向けに輸出する牛肉をつくるためのマニュアルをつくっているんですけれども、そのマニュアルの中に対日輸出できる製品のリストというのをきちんと明示していこうというのが(1)でございます。従来は、抽象的にどういったものが輸出できるか、あるいは輸出できないものというのが書かれていたんですけれども、今回、製品のリストを明示して、ポジティブリストにして、その中に記載していった間違いが起きないようにしようというのが1つ目です。

特定危険部位の除去等についても、マニュアルの中に明確に記載していくということ。更には、そういった対日輸出条件について、役職員への周知を徹底するということ。これがそれぞれの施設において取られる措置です。

2つ目にAMSの措置というのがございますが、AMSというのは、米国農務省の中の1部局ですけれども、対日輸出施設の認定を行っている施設です。

AMSにおきまして、認定をする際に、当然その施設が必要な条件をきちんと満たしているかということを確認した上で認定を行いますけれども、その際に(1)にありますのは、認定をするのはAMSという組織ですが、一方で認定を受けた施設がきちんと食肉処理において必要な措置を取っているかどうかというのを確認するのは、次のFSISというところの検査官になります。この検査官がちゃんと対日輸出条件を理解した上で輸出が行われないと、前回起きたような問題が起り得るということで、AMSが認定を行う前に、FSISの検査官が十分研修を行って、そういったことを十分理解した後に認定を行うということで、これは言わば、従来、AMSとFSISの連携が悪くて、AMSが認

定した事実を知らない場合があったといったような問題がございましたので、そういうことが起こらないように、認定する前に F S I S の研修もしっかりやるということが（１）の趣旨でございます。

それから、先ほど言いました対日輸出施設ごとの製品のリストをつくりまして、その輸出ごとに A M S においてもリストに基づいて輸出が認められている製品かどうかを確認するというのが２つ目でございます。これも従来は F S I S の検査官が最終的に輸出証明書にサインすることによって、そのことを確認しているんですけども、それに先立って A M S も確認するというのでダブルチェックをやっていきますということになります。

３点目は、A M S としても、従来も年に最低２回の査察を行っているんですが、それに加えて抜き打ちの査察も今後行っていくということが（３）です。

３番目の F S I S の措置の中では、検査官に周知徹底を図ると。今後試験を行って、一定の試験への合格を義務づけるということ。

それから、製品のリストに掲載されていることを確認するようにするということ。

それから、F S I S においても抜き打ちの査察を行うということが決められております。

こういった措置については、既に米国側では、一部のものは実施済みでありますし、今後実施するものについても、もうその準備ができていと聞いております。

次に「II 日本側の措置」でございますけれども、４つほどございますが、まず１番目は、対日出荷再開前の現地調査ということで、これについては、先ほど申し上げました、現在、リストに掲載されている 35 の対日輸出施設につきまして、厚生労働省と農林水産省で現地調査のチームを編成いたしまして、すべての施設についての調査を行うこととしております。

その調査において、それぞれの施設における対日輸出プログラムへの遵守状況を検証するということとしております。

併せて、それとは別に、これは農林水産省だけで行うことにはなりますが、と畜場に出荷している農場なり、その牛が生産された農場までさかのぼって、あるいは関連する飼料工場、そういった関連施設の実態を調査することも併せて行うこととしております。

２つ目は、農務省による抜き打ち査察への同行。これは A M S、F S I S それぞれがそれぞれの観点から抜き打ちの査察を行いますけれども、それに我が方からも必要に応じて同行して、遵守状況を検証するといったようなことを今後やっていくこととしております。

３点目、日本の水際での検査の強化。これにつきましても、厚生労働省の検疫所、それから農林水産省の動物検疫所、それぞれで必要な検疫検査を行っておりますけれども、再

開に当たりましては、検査における箱を開けて現物を目で見て確認するといった検査の梱数を増やすといったような水際検査の強化を行うこととしております。

それから、輸入業者に対する対日輸出プログラムの周知徹底、これは当然のことでございますけれども、関係業者への説明会を開催等によって周知徹底を図っていきたいと思っております。

それから「III 輸入手続の再開」につきましては、まず、1番目に書いてありますことは、今回の現地調査をやって、現地調査の結果どういうふうにして再開を認めていくかという考え方が整理されているんですが、まず、日本政府としては、米国の検査体制、それから対日輸出プログラムの有効性を検証する。今回の現地調査、すべての施設を調査いたしますけれども、その結果として、問題がないかどうかということをよく調査した上で、要は1月20日に問題が起きたわけですが、ああいった問題というのが、米国のシステム上の問題なのか、そうではなくて、特異な問題であったのかという議論があったわけなんですけれども、今回の査察によって、一応アメリカ側ではほかの施設では大きな問題はなかったと。もっと正確にいきますと、幾つかの手続、手順上、書類上の問題点というのは指摘があるわけですが、製品の対日輸出条件への遵守に影響を与えるような問題点はなかったという報告がございますが、これについては、再度日本の専門家による検査も行った上で、そういう米国の検査体制なり輸出プログラムが本当に有効に機能しているのかどうかを、まず確認するということになります。

そういったことを検証した上で、不適合のなかった施設、問題のなかった施設について速やかに輸入手続を再開するというふうにしております。

一方で、それでは不適合が見つかった施設についてどうするかということになりますけれども、これについては不適合について密接に協議するということになっておりますが、注として3つありまして、まず、日本政府は現地調査が終了後、調査結果を速やかに米国政府へ通報するということになっておりまして、この現地調査は申し遅れましたが、今週末、土曜日の24日には調査チームが現地へ赴くことになります。その後、約1か月をかけて35のすべての施設を調査する予定でございますが、7月の下旬には調査チームが帰国して結果をとりまとめることになるとは思いますけれども、その上で米国へ通報するというのがでございます。

としまして、その通報が行われた後に、不適合がなかった施設については対日輸出向けの製品用のと畜を開始できるということです。

一方で不適合のある施設が発見された場合については、米国政府は日本政府と協議の後、

それらの施設を遵守施設とするために必要な是正措置を確認すると。これらの是正措置が実施された際には、日本政府は通知を受けて、その結果を確認を行う機会が用意されるということになっております。また、米国政府はこれらの施設を対日輸出に適格と証明すると。

ちょっと文章だけだとわかりにくいかもしれませんが、問題があった施設についても、問題点の是正を図るのは米国政府の責任において行ってもらいますけれども、それが適切に行われたかどうかについては日本政府が確認を行う機会もあるということでございます。

2番目に書いてありますのは、「未通関牛肉等」と書いてありますが、いわゆるパイプラインとも呼ばれております、昨年12月12日から1月20日の間、輸入が認められた時期に、日本の港に着いて、その後、手続が停止されたために、今、日本の港の倉庫で保管されている牛肉が1,000トン程度あるのではないかと推定されておりますけれども、その貨物の取扱いになりますけれども、これにつきましては、既に米国政府の再調査で不適合はなかったという報告がございます。

したがって、今後日本政府による現地調査で不適合がなければ、最終的には輸入手続の再開後、全箱の確認をいたしまして、問題がないものについては輸入を認めるという考え方になっております。

最後の3番目には、確認事項なんですけれども、農林水産省と米国農務省の間で取り決めております米国から日本向けに輸出される牛肉等の家畜衛生条件というのもございますが、これについては、引き続き有効であるということを両方で確認したということでございます。

とりあえず、私からの御報告は以上です。

吉川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、12月からの経緯と、この間の日米の関係機関での質疑、あるいは米国のレビュー、原因究明を含めての確認事項と、それから再開するに当たっての手続と、今後の対応について説明をいただいたわけですが、御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

たまたま前回プリオン専門調査会があって、E Vプログラムの実効性と有効性に関して検証なして輸入品が入ってきていいのかという意見が専門委員からは随分出て、たまたま調査会のあった次の日に脊柱の混入があって、輸入が全面停止するというシナリオになったわけですが、多分あのときに評価した側として、確かに実行されていないE Vプログラムの安全性の担保というのが管理側として難しいことがわかってはいましたけれど

も、端的に言えば、これまでの半年間近く、アメリカ側と日本側の管理措置で実際に検証してレビューをして、それで最後に日本側の方が確認して、スタートするというのが多分あのとき評価側として考えたシナリオで、そういう意味では、ちょうど半年間かかって、そのステップを踏んできたという印象を受けますけれども、ただいまの説明に関して、どなたか御質問はございますか。

どうぞ。

山本専門委員 今回、査察に行かれるということなのですが、EVプログラムそのものは、まだ現在実際には動いていない状況なわけですね。これは前回の再開される時と同じ状態で査察に行くということなので、査察の実効性を上げるためにどのようなことを考えておられるのかと。書類の審査というのは勿論やられるのは当然なのですが、実際にEVプログラムが動くかどうかの確認というのをどのように調べるかということについて教えていただきたいと思います。

釘田動物衛生課長 前回12月12日に輸入再開を決定いたしましたして、翌日から査察チームを派遣いたしましたして、アメリカの施設11を見てきておりますけれども、今回はEVプログラム自体は、これも昨年の12月12日に米国政府で最終的に発行させていますから、それ以降、ずっと有効な状態が続いています。ただ、日本側が輸入手続を停止しておりますので、実際に対日輸出向けのと畜処理なり食肉処理は今も行われていないはずなんですけれども、EVプログラム自体は有効でございますして、なおかつ昨年の12月以降に査察チームを派遣したときは、まだ施設の認定がこれから行われるという段階だったんですけれども、今回は、当時認定された施設、今回対象にしているのは35施設でございますが、この35施設は当時認定を受けた以降、ずっと対日輸出資格というのを維持したままになっているわけです。ですから、いつでも対日輸出向けの操業ができる状態になっているはずなんです。すなわち、必要な品質マニュアルみたいなものを定め、職員への研修等を行って、日本向けの処理を行う体制はできているはずでございます。そうでなければならぬわけなんです。

ですから、今回の厚生労働省と農林水産省が行う現地調査においては、まずはそういった品質管理のためのマニュアルがきちんと整備されているかどうかということ。それから、定められたマニュアルに沿って、まずは職員、従業員がきちんと必要な知識を持っているかどうかということ。更には、定められた処理手続というのがきちんと遵守されているかどうか。

これについては、日本独自の条件というのが幾つかございまして、例えば20か月齢以下

の牛であることを確認することとか、SRMの除去の仕方についても一部ほかの国と異なっているところがございます。そういった日本のためだけにやらなければならない条件というのは、これは通常の操業では行われていないと思いますので、これについては査察の際に、これは現地での対応になりますので、すべての施設でどこまで行えるか、今の時点ではわかりませんが、施設側にデモンストレーションをやってもらって、20か月齢以下であることをどうやって確認するのかと、その作業を実際にやってもらって、現地で作業の手順も確認したいと思っております。

更には、これはすべての施設ではありませんが、既に昨年12月12日から今年1月20日までの間に対日輸出向けの処理を輸出している実績を持っている施設が25施設ございます。それらについては、当時の処理の記録、これはきちんと必要な書類が記録として保管されているはずですから、その記録を確認するといったようなこともやりたいと思っています。

そういったようなことで、我々は米国側の対日輸出プログラムに定められております必要な品質マニュアル、これを当然それぞれの施設が定めておりますので、それに基づいた詳細なチェックリストを用意してありまして、これを各施設で一つひとつ項目ごとに確認していく作業をしていくこととしております。

吉川座長 いいですか。どうぞ。

山本専門委員 ですから、特に懸念されると思うのは、SRMの除去についての手順がきちんと実行できているかどうかということに関しては、なかなか日本向けに特別なものというのは、今、デモンストレーションしていただくということで見るということでしたが、現在、30か月齢以上で行われているSRMの除去についても、どのようなやり方をしているかということについて確実に行われているかどうかの確認を是非お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉川座長 ほかにございますか。

どうぞ。

山田専門委員 もう一つの日本の水際での検査ということについてお伺いしたいんですが、前は、成田でSRMが入っていることが確認されたということなんですが、SRMが付いていれば、それはそれでわかると思うんですが、20か月齢以下という月齢の確認は、その肉に付いているデータが何かで確認するんですか、それとも目視して、そういう月齢の肉であるということを検査官が確認するのでしょうか。そのことを教えてください。

釘田動物衛生課長 月齢要件というのは、20か月齢以下の牛に由来する牛肉であること

ということですが、これは現物を目視してもなかなか判断はできないと思います。

したがって、これは輸出国の証明書で確認するということになります。水際には、あくまでも証明書において確認することになります。

したがって、米国の輸出施設において、基本的にはと畜場が受け入れる際に、と畜される牛が20か月齢以下であることを確認するか、これは出生記録に基づいて確認することになります。そういう場合か、あるいは記録がない場合には、米国の場合には、枝肉の特徴に基づいて成熟度という概念を使っておりますが、A40以下であるということをも20か月齢以下の1つの基準としておりますので、そのことを枝肉の格づけの際に確認して、その適格なものだけを対日輸出向けに当てるということになっておりまして、そういった月齢の確認作業がきちんと輸出施設で行われていることが必要だということになります。

これは、今回の現地調査においても、例えば受け入れ時の確認なり、枝肉の評価の際の確認をどういうふうに行っているかと。これも必要な定められた手続きがございますので、そういったことがきちんとやられているかどうかを確認したいと思いますし、更には、特に出生記録によって確認する際には、これはと畜場の中で完結する話ではなくて、フィードロット、更にはそこからさかのぼって生産された農場まで追跡ができるかどうかということになりますので、そういったことについても今回別途派遣する農場なり飼料工場の調査チームというのがございますので、そちらでは農場の追跡可能性といったようなことについてもきちんと確認していきたいと思っております。

いずれにしても、月齢については、水際の検査においては書類に依存するしかなくて、それが本当にきちんと行われているかどうかについては、今回の現地調査もそうですし、今後、定期的あるいは抜き打ちで行う調査において米国側で確認をしていきたいと思っております。

吉川座長 いいですか。ほかにございますか。

どうぞ。

毛利専門委員 水際検査の強化のことで、ちょっと教えていただきたいんですけども、当面のところは全箱検査確認ということで行かれるということが書かれていますけれども、しばらくすると、恐らく全部を調べるなんてことはできないと思うんです。その場合、日本に輸入業者に対する周知徹底という項目のところカバーできるかと思うんですけれども、例えば実際に使うために開けて、そういうのが混ざっているというときに、報告義務のような措置は取られないんでしょうか。

蟹江BSE対策専門官 今、御指摘のありました事項につきまして、実際に輸入された



ものの中に、例えば今回のような脊柱が混入していたものが水際で見逃されて、国内で加工する段階で発見する場合。例えば、脊柱の場合ですと、食品衛生法上で発生国の脊柱自体は消費者に販売してはならないですとか、あるいは食品としての使用が禁止されている規定がございますので、そういったところで担保できるのではないかと考えております。

吉川座長 いや、今の質問は、流通の過程で消費者に回らないという禁止事項と別途に、そういうものに出会った業者が、例えば厚労省なら厚労省に届け出る義務はあるのかどうかという質問で、あるいは義務規定があるのか、ないのかと、そういう質問ですね。

毛利専門委員 はい。

蟹江BSE対策専門官 ちょっと法律を確認しなければあれですが、当然基準に違反するものがあれば、販売できませんので、例えば保健所に報告するなり、そういった適切な措置を取るのが、その業者の責務であると考えております。

吉川座長 ほかにございますか。どうぞ。

石黒専門委員 この文章から読み取れないことで、ですからちょっと教えてほしいんですけども、例えば是正措置を確認するという言葉が出ていますんですけども、例えば米国側の場合、もしそういった部分があった場合は、ペナルティーだとか、評価とか、そういった部分はどの程度の厳しさなのか、御存じだったら教えてほしいんですけども、米国側が取る措置のことについてです。

釘田動物衛生課長 いろんな段階と申しますか、いろんな内容、いろんなケースがあると思いますので、細かくは御説明しにくいんですけども、基本的には米国の食肉処理施設というのは、当然のことながら国内で一般的に課されている国内規制がありまして、それに加えて日本向け輸出の際には、対日輸出条件が課されているわけです。

国内規制にかかることについても、先ほどのF S I Sというところが定期的に巡回しておりますし、抜き打ちでも査察みたいなことをやっておりますので、その中で違反事例が見つかった際には、その是正をさせるわけですけども、その内容によって、いろんな場合がありますので、例えば書類上のミスがあって、記録として残すべきことが記録に残っていなかったと、あるいは記載間違い、記載漏れがあったということも含めて違反事例と申しますか、不適合という事例になって報告されます。そういったものについては施設側に対して是正措置を取った上で報告をさせると。

ただ、例えば書類上の記載漏れがあったということも不適合ではありますが、そのことによって直ちに製品がだめになるというものではないと思います。そういったものについては、不適合があったからといって、例えば操業停止になるとか、出荷を停止するとか、

そういったことにはつながらないわけです。しかしながら、きちんと是正はさせて報告をさせると。

もっと重大な不適合があって、製品そのものの安全性といいますか、適合性が保証できないということになれば、それは操業を一旦止めるとか、出荷を認めないとか、あるいはもっと悪い場合には、製品の回収を命令するとか、そういったこともあり得ると思います。そういったことが一般的にアメリカの国内規制の中でやられていると思います。

あとAMSの方では、国内規制ではなくて、対日輸出向けの条件をきちんとその施設が遵守しているかどうかということを年に最低2回は査察を行うことになっておりますし、更には抜き打ち的にも行うことになっていると聞いております。

これも同じなんですが、不適合あるいは違反事例の程度に応じて、軽微なものであれば、その場で是正を命じて報告させるということになるかと思いますが、重大な違反であった場合には、対日輸出向けのリストから削除される。すなわち対日輸出向けの資格を失うということになります。これが最大のペナルティーかと思います。

まだ、いろんなケースがあるかと思いますが、単純に申し上げれば、以上のようなことになります。

吉川座長 ほかにございますか。

私、最後に2つ触れておきたいんですけども、あのとき評価した者として、リスク評価が向こうになる場合があるということを附帯事項で書いたわけですけども、EVプログラムを遵守させるという前提で評価するという選択を選んだわけで、そうすると、構造上無視できないエラーというものがあれば評価は成立しないということになると思うんです。

最初に起こってしまったエラーが構造上の問題だったのか、それとも特別な事例として起こった個別事例のエラーなのかというのは非常に重要な問題では、それはアメリカ側にも日本側も十分認識した格好でアメリカ側の原因追及というのはUSDAとOIGとダブルチェックのような格好で行われて、その報告が出てきたわけで、アメリカ側は個別事例として起こったエラーであるという総括をしたわけですけども、日本の管理側としてそれを受け入れたのかどうなのか。それは、今度の検証のも含めて明確な結論を出す必要があると思うんです。

同時に、アメリカの報告に対して2施設以外の施設について構造的な問題があるかどうかということを経験事項に載せたわけで、それに対してアメリカが35の施設のレビューを行って、重い不適合、軽い不適合、適合という分類に分けてそれぞれの施

設で起こった事例について報告をしてきたわけですから、それについて改善措置を含めて日本側としてシステムに関わる問題なのか、それとも改善可能なエラーなのかということについてのレビューの評価というのを管理側として明確にする必要があると思うんです。どのぐらいの施設で、何件そういうことが見られたのは、それはその施設そのもののシステムに関わることなのか、それともヒューマンエラーとして起こったことなのかということとは、やはり管理側として分類して国民に説明する、あるいはこういう場で説明するという義務を負っていると思います。

その上で、管理可能な範囲であるという判断と、それを検証できれば、多分最初に言った半年前に評価委員会が考えたスタート地点に近いということになると私は個人的には理解しています。ですから、そのところは整理して、やはり消費者に明確に伝えていただきたいと思います。

もう一つは、今の問題と関連するんですけども、そういう格好でやったとしても、いろいろなマイナーなヒューマンエラーというのは、今後も起こり得ると思います。ゼロにはならないと思うので、今、言われたように、そういうシナリオがあったときに、情報を日米間でどのように処理するのか、あるいは情報をどういうふうに共有して、またそれをどういう格好で消費者に伝えていくのかということについても、日米間の管理機関として合意をして、今後の対応の中に組み込んでいってもらいたいと。多分それが消費者に対する信頼を獲得する一つの重要な方法だと思いますので、そういう考慮をしていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。いいですか。

それでは、説明どうもありがとうございました。また、査察報告その他について、適宜御報告をしていただきたいと思います。

それでは、3番目の議題ですけれども、食品安全委員会、先ほど冒頭に委員の責務その他についての紹介がありましたけれども、その中で自らが行う食品健康影響評価という項目があります。これについて、御審議いただきたいと思います。詳細については、事務局の方から説明をお願いいたします。

境情報・緊急時対応課長 情報・緊急時対応課長を務めております境でございます。

資料4に基づきまして、御説明をさせていただきます。時間が押してございますので、若干早くなるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

まず、資料4の2ページ目、3ページ目を御覧いただきたいと思います。

企画専門調査会で自ら評価案件を議論してきたわけですけれども、1ページ、2ページ、

3 ページ目にありますように、11 件が候補案件として挙げられてきたわけです。

その結果、昨年 11 月 7 日の第 12 回の会合におきまして、2 ページ目の 3 「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」と、この案件を自ら評価の案件候補としてはどうかということで、委員会に報告するということになっております。

その他の案件につきましては、ファクトシート等に対応するか、あるいは評価の必要はないという結論になっております。

その後、先々週の 6 月 15 日に親委員会の方へこの案件を御報告しておりまして、その際にはまだ結論は出さずに、プリオン専門調査会の御意見を聞いてみようということになっております。

したがいまして、本日、この件を御報告し、御意見をちょうだいし、その結果をまた親委員会の方に御報告し、御審議をいただくという予定になっております。

4 ページ目、5 ページ目を御覧いただきたいと思います。

これは、11 月 7 日の企画専門調査会に提出した資料でございます、その後、更新できる部分は内容の更新をしております。

左側の欄にございますように、まず、国内的には食品衛生法あるいは家畜伝染病予防法に基づきまして、米国・カナダを除きまして、基本的に B S E の発生国からの輸入は禁止されております。また、S R M は輸入しないように、あるいは肉骨粉につきましても B S E の未発生国も含めて輸入しないようにという指導を行っているところでございます。

それから、( 2 ) がメキシコの状況、それから 5 ページ目の ( 3 ) がチリ、( 4 ) が中国ということで状況が簡単に記載されております。

例えば、メキシコの状況でいきますと、これは情報源は欧州食品安全機関 ( E F S A ) の情報でございますけれども、まず は「特定危険部位 ( S R M ) の除去」につきましては、禁止令はないということです。これは 3 か国ともいずれも B S E の発生がないわけですので、基本的に S R M は存在しないという整理になっておりまして、これで禁止ではないというのが、これらの国の共通事項でございます。ただ、こういった S R M は基本的に人も食べるというような食生活になっております。

が「飼料規制 ( フィードバン ) 」でございます、3 か国とも一応フィードバンが取られておりまして、反すう動物への反すう動物由来肉骨粉、あるいは哺乳動物の肉骨粉、そういったものは給与しないという規定になっております。

B S E 検査につきましても、アクティブサーベイランスあるいはパッシブサーベイランスがある程度実施されているという状況になっております。

4 ページ目の真ん中の欄ですけれども、 、 にございますように、先ほど S P S 協定におけます O I E コードについて釘田課長から御説明がありました。 O I E コードが一応 B S E についての取扱いの国際基準ということになっております。

は、 E F S A におきましては、既に独自に各国を評価してありまして、こういった E F S A の評価といったもの、あるいは O I E コードといったものがメキシコ等の評価において参考になろうかと考えております。

4 ページの一番右の欄のところ に として E F S A の G B R 評価というのがございます。メキシコ、チリにつきましては、レベル IV 段階のうちの III という評価になっておりますし、中国は評価がなされておられません。

線が引いてありますけれども、 E F S A の G B R 評価は申請のあった国に対し、質問表及びデータ要求文書を送付し、期限までに回答のあった国について評価を実施したということで、レベル III というのは、 B S E が存在するようであるが、確認されていないか、あるいは確認が極めて少ないという性格のものでございます。

5 ページ目でございますが、一番右の欄を御覧いただきたいんですけども、 E U におきましては、レベル I に該当する国につきましては、当該国で生まれて飼養されたといったことの証明書が付いていればいいということになっております。

それ以外の II、 III、 IV の国につきましては、ここに書かれておりますように、ピッシングをやっていないとか、機械回収肉が含まれない、あるいは S R M 等が除去されているという条件の下で輸入が認められております。

でございますが、 O I E の今年 5 月の総会で B S E 評価について議論をしてありまして、ここに書いてありますアイスランド、パラグアイ、シンガポール、チリといった国は暫定清浄国という 5 段階の中の 2 番目にきれいな国という形で評価されております。

ちなみに、その上の清浄国ということで、オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、ウルグアイと、この 4 か国が指定されているところでございます。

次に 6 ページ目を御覧いただきたいと思っております。

当委員会におきましては、こういったいろんな評価を行うに当たって参考となるデータを集めるという観点から調査事業を行っております。17 年度に B S E の G B R という、これは地理的 B S E リスクですけれども、この評価の手法について調査を行っております。

「 2 . 調査概要 」 にありますように、まず としましては、 O I E コード、それから E F S A の評価手法を調査しまして、両者の比較検討を行っております。

としまして、定性的に B S E の感染状態を考察しております南米、スイス、韓国の評

価手法を調査しております。

また、 といたしましては、独自に定量的なリスク評価を進めたカナダの評価手法、それから他国においても半定量的な評価を試みた農林水産省で行われた評価手法について調査をしております。

7 ページは、その中で O I E コードと E U の G B R の比較ということで簡単にとりまとめております。O I E コードにつきましては、先ほど言いましたように、括弧の中にありますが、 ~ までの清浄国から高リスク国まで 5 つのカテゴリー分けということで評価されておまして、先ほど言いましたが、チリというのは の暫定清浄国に位置づけられているということです。

ただ、現在、 にありますように、ステータス分類は a、b、c と「無視できるリスク国」「管理されたリスク国」「不明国」という 3 つになっているわけですが、今後 O I E におきまして、各国の B S E 評価を行う場合には、5 段階ではなくて 3 つのカテゴリーに分けて評価結果が出されるということになってまいります。

2 番目は、E U の G B R 評価でございますが、これは E U 諸国に外国から牛肉等を輸出した場合には、評価を受けるということになっておまして、輸出したい国が E F S A の方に評価の申請を行うということになっております。

その結果としまして、先ほど御紹介しましたように、 にありますように、レベル I ~ IV という形に分けております。

ただ、 に書いてありますように、 を御覧いただきたいんですけども、4 段階の B S E ステータス、G B R 評価、それから各国のステータス分類につきましては、G B R 評価にプラスして、教育プログラム、それから疑いのある国の牛の報告義務とか検査義務、それからサーベイランスとモニタリング、認定機関での B S E 検査、こういった 5 つの基準によって各国のステータス分類をするという規定になっております。

ただ、現時点におきましては、5 つの基準に基づきました各ステータス分類を行わないで、現時点でレベル I ~ IV という分類だけを行っているという状況にとどまっております。

今後は E U におきましても、O I E の区分でございます 3 区分に分けたステータスに変更しようということで、今、議論がなされております。

次に、8 ページを御覧いただきたいんですけども、O I E と E U の B S E ステータス評価要素と特徴ということで、G B R 部分のみを書いております。

左側に評価の要素ということで書かれておまして、O I E コード、E U の G B R が採用しているところについて なり要因 1、2、3、4 という形で書いてございます。

詳細は割愛をさせていただきます。

9 ページでございますけれども、これは委員会におけます見上委員提出資料ということでございます。

現在、我が国はどのような国から牛肉等を輸入しているかというのをとりまとめた表でございます。17 年度の輸入量の多い順に国を並べてございます。

左側にオーストラリア以下、各国が並んでおりますが、この下に G B R : I とか、O I E 清浄国と書いてございますように、E F S A の G B R 評価がなされている国につきましては、I ~ III という形で書いてございまして、中華人民共和国以外の国は E F S A で G B R 評価がなされております。また、O I E につきましては、先ほど御紹介した国について清浄国なり暫定清浄国という形で記載をさせていただいております。

下に欄外に注 1 とございますが、この数字は冷蔵肉、冷凍肉、それから煮沸肉、ほほ肉、頭肉、これの合計でございますが、注 3 にございますように、ここに記載した数字以外に、例えば牛肉関連調製品という、いわゆる加熱調理したのもも別途輸入されております。この調製品の定義は括弧の中に書いてございますように、牛肉とか豚肉とか魚介類とか、そういったものの合計重量が製品全体の 20% 以上を占めるものであって、牛肉が最も多いというものを牛肉関連調製品と定義をしております。

平成 17 年（暦年）におきましては、中国から 1 万 248 トンの牛肉関連調製品が輸入されているということでありまして、当然この中には野菜等も含まれますので、牛肉の重量がこの数量ではないということでございますが、こういう輸入もあるということで御紹介をさせていただきたいと思っております。

最後に 10 ページでございますけれども、これは各国の年間 1 人当たり牛肉消費量という形で、F A O のデータを御紹介させていただいております。この中にはヴァヌアツはデータがありませんので、その国だけは除いております。

一番上が日本で、15 年次には枝肉ベースで 8.4 キロということで、オーストラリアだとか例えば米国であれば 5 倍程度の牛肉消費がなされているという状況でございます。

御説明は以上でございます。

失礼いたしました。一番重要なところを忘れていました。

1 ページに戻っていただきまして、6 月 15 日の食品安全委員会での御議論の内容でございます。

が幾つか書いてありますが、まず一番上ですが、すぐに評価を始めるのではなくて、まずは E F S A や O I E も参考に、評価に係る共通の審議事項を整理していくべきではな

いか。

2番目ですけれども、評価に係る共通の審議事項は、どの国についても使えるようなものにすべきではないか。

3つ目ですけれども、メキシコ、チリ、中国の3か国にこだわらず、それ以外の国も含め自ら評価の取扱いをどのようにするのか議論する必要がある。

その下ですけれども、仮に評価をしたら、BSEのリスクがあるという結論になった場合、リスク管理機関はどのように考えるのかについて意見を聞いておくべきではないか。

それから、評価を進めるに当たっては消費者に不安を抱かせる可能性があり、作業は慎重に進めるべきだと。

下から2番目ですけれども、いずれにしても情報を集めるのに非常に難しい面もございますので、リスク管理機関に情報収集の協力をしてほしい。

一番下でございますが、本日の会合では、その取扱いについての結論を出すことはせず、プリオン専門調査会にも意見を伺った上で、この委員会の場で改めて議論することにしたいということになっております。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。新しい案件としてプリオン専門調査会で取り上げるかどうかということを含めて、今の議題について審議をしてくれということで、経緯としては、企画専門調査会で自ら評価の項目としてはどうかという提案があり、親委員会で、今のようなコメントがあって、親委員会としては結論を持ち越して、プリオン専門調査会の意見を聞いた上で審議をしようという経緯で、今のようなプレゼンテーションになったわけですけれども、それぞれ忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますけれども、どなたか御意見はございますでしょうか。

意見の中にあるように、この前からの委員の方は御存じだと思いますけれども、国内と違って海外の情報を収集するというのは結構大変でアメリカ、カナダについても膨大な情報を管理側からいただいたこともありますけれども、なかなか科学的評価という点では難しいものがあるという経験は感じていると思っておりますけれども、親委員会の委員の中にもあるように、評価できるかどうか、更に難しいかもしれないということと、でもやってみるのは大切ではないかという注釈が付いておりますけれども、どなたか御意見はございますか。

山本専門委員 食品安全委員会の根本的な問題でもあるんですけれども、リスク評価をする本来の目的というのは、何らかの問題が起こっていて、それに対して管理措置が必要



だということがあったときに、その管理措置を取ったらどういうふうに変動するのかというようなことを本来リスク評価としてやっていくべきであると私は思っております。

法律上は、先ほども御説明があったように、または自らの判断により評価をしていってよいということが1条文としては書いておりますので、その意味で、今回自ら評価というのが議題に上ろうということになっているわけです。

実際にその問題が起こるかどうかということについては、かなり慎重に判断するべきもののなので、起きているものについて認識はすごくしやすいんですけども、まだ起きていないものについて、これが起こるかどうかの判断はかなり難しいということが言えると思います。それには相当なデータの収集というか、準備が必要ですし、それから一体評価したことがどういうふう管理に生かされていくのかということも含めて考えると、評価機関が管理側の措置について踏み込んで議論するということも許されているのかということもあります。

ですから、その辺は実際にここで議論をすべきかどうかわかりませんが、評価の在り方そのものについても、スタンスをちゃんと議論した上で始めないと、何をやっているかわからない状態になりかねないと思いますので、かなりその点についても進め方といいますか、まず議論を進めて、その上に立ってやるか、やらないかの決定になっていくべきだろうと思います。データの収集も含めてですが、今後、まず進め方といいますか、どういうふう専門調査会が自ら評価について考えいくのかということ、まず議論する必要はあるのではないかと思います。

吉川座長 今、山本専門委員から議論を進めた上でやるか、やらないかを含めて、あるいはどういう態度で臨むかということ、まず議論して、最初に結論を出す前に議論をした上の結論としてやる、やらない、それからできる、できないという2つの大きな問題があるんですけども、取り組むとすれば、どういう姿勢で取り組むことが可能なのか、あるいは取り組むべきなのか、あるいはもっと根源的に言えば、先ほど言われたように、諮問、答申という型と、それから自ら諮問がなくても評価するという在り方をどういうふう整理していくか。また、当然諮問がなくてもやっていく中では問題によっては管理措置そのものに絡んでくることもあるわけで、自ら評価がそのまま諮問につながる可能性もあるわけで、そういうものをどういうふう考えるかということ、最初に議論した上で進めていった方がいいのではないかと思います。

そういう意見が出ましたけれども、どうでしょうか。この際、一人ずつ聞いていった方

が早いかもしれませんが。「あいうえお」順ではあれですけども、石黒専門委員から、もしコメントがあれば、結構悩ましい問題だと思うので、忌憚のない意見を聞かせていただければと思います。

石黒専門委員 今、山本先生から出た意見は当然だと思うんです。非常に難しい問題があって、議論の進め方も確かに大事だし、1つは現状と情報、これは同じ言葉なのかもしれないけれども、あまりにも我々は知らな過ぎる部分があるかと思います。ですから、もし始めるとするならば、進め方もそうですし、どんな現状であるかということをし少し情報として知る、そんなところから始めるより仕方がないのかなと思っております。

私の率直な意見は、そんなところですよ。

吉川座長 どうぞ。

門平専門委員 本当に山本専門委員の指摘される点をもっともだと感じております。まだまだ日本国内でリスク評価というものがきちんと行われていない、世界でどういうことが起こっているのかということで、BSEに関しては、先ほど紹介のあった資料がやっとできたという状態ですので、日本国内のリスク評価もまだ中間報告という形で報告されているだけですので、ここはプリオン専門調査会ということですので、BSEを対象に考えることになるとは思いますがけれども、ほかの細菌ですとか、ウイルスの分野にしても、そこら辺の基を、やっと考え始めたところですので、確かに私も一消費者として、ほかの国からこんなふうに入ってきたという一覧表を見せていただかないと、全然知らなかったと、実は勉強不足もあって、何となくいろんなところから入っているんだろうなと思っていましたけれども、そういう不安は勿論消費者の方はお持ちになると思いますので、基盤がきちんとできていない状況で始めると、本当に混乱だけ、それからこういうふうにするべきだという提案がこちら側から提案したとしても、管理側がそれはできませんという状況であれば、全くやっても意味がないということがありますので、本当に山本先生がおっしゃったように、これからどういうふうに扱っていくのか、OIEのものを活用したり、それを、今、勉強している段階ですので、もう少しその辺を皆さんが同じような情報を共有してから進めた方がいいのではないかと、今の自分自身の考えはそんなところですよ。

以上です。

吉川座長 経験豊富な佐多専門委員に率直な意見をいただきたいと思います。

佐多専門委員 非常に難しく、多分、もしやるとすれば、今までのやり方にのっとった格好でやらざるを得ない形に多分なると思います。そうすると、それに見合うような、評価に値するようなものがあるのか、ないのかというのが非常に問題になってくるという

ことが一方であるということは確かだと思います。

ただ、見上委員提出資料 というところを見ると、これは明らかにG B Rで111 というところから10倍以上に、1,000倍ですか、非常に大きくなっていく。そういうところを無視していいのかという御意見だと思いますし、そうなる、やはり現状はどうなっているのかというのを我々は見えていくということが、まず一番のやるべきことなのかなというのは、確かに私も同意いたします。ただ、そこから先が全く見えませんので、まず知るところから始めるのかと率直に思います。ただ、そこから先に進めるかどうかは、またその時点での判断という格好になるのかなと思いました。

吉川座長 どうぞ。

永田専門委員 私は、多分データが不足していて結論まで行けないだろうと思っています。

それから、データをいろいろ集めて、わかっているところがこういうものです。結局はO I Eの定性的な評価でそれを確認するだけになってしまうような感じがしています。

積極的にやってもどうかなと思っているようなところがあります。

吉川座長 どうぞ。

堀内専門委員 こから辺で意見が出尽くすのかなと思いながら聞いていましたし、何か登校拒否に陥りそうなどころもあるんですけども、やはりB S Eの汚染源というのは、どこに発生している、していないにかかわらず、イギリス、ヨーロッパから世界各地に広まったという前提で考えなければいけないと思うんです。

そういう視点から科学的に評価をしようと思うと、やはり特定の国だけを評価していいのかなという印象はあります。

ただ、勿論、今まで先生が言われたように、アメリカですら何か月もかけなければ、ある程度の結論を導き出せなかった状況の中で、果たして結論が出るかどうかというのは、現状では何とも言えないところがありますけれども、この委員会としては、やはりある程度の取り組む姿勢というのはあってしかるべきかなとは思っております。

吉川座長 水澤専門委員どうぞ。

水澤座長代理 前の経験はないのですがけれども、これまでのお話を伺っていて、これまで米国に対してできたところまでは難しいだろうなという印象を持っております。

皆さんと同じですけれども、では、しなくていいのかと言われたときに、例えば人の病気ということに関わる者としては不安があります。ここに挙げられた国以外にも非常に医療レベルからしてまだ発展していないところに関しては、こんな病気などは考えていられ

ない、プリオン病などということを書いていられないという状況の国がいっぱいあるわけでありまして、感染性など全然認識されていないということもあります。

そういうことを考えますと、先ほど山本先生がおっしゃったように、どこまでやるかというレベルをあまり高くしない形で、どなたかおっしゃった「勉強」でしょうか、ある程度の資料を集め、できるところまでやる、そういう形ならばいいのではないかと考えております。

吉川座長 どうぞ。

毛利専門委員 初めてなので、ちょっとわかりにくいんですけども、これは資料4の下にあるプリオン専門調査会にも意見を伺った上でということは、この委員会でこの評価を行う、行わないということをまず決めてやるのか、それとも行うことを前提に、今、話をされているのか、その辺のところを確認したいんです。

吉川座長 ここが行わないと言え、それでも親委員会が独自にやるということがあるかどうかはわかりませんが、多分、ここができないからやらないと言え、親委員会としても先送りという結論になるのか。あまり親委員会をここが拘束する理由はないんですけれども、とりあえず、親委員会としては結論を出さないで、実際に分析する調査会の意見を聞こうという姿勢で、親委員会が現時点でどういう意向を持っているということではないと思いますけれども、それでいいんですね。

齊藤事務局長 ちょっと事務局からですけども、自ら評価を行う案件について、それを行うかどうかということを中心として決めるのは委員会という形なわけです。ですから、親委員会でこの案件は取り上げるかどうかということを決めるわけです。

ただし、今、座長のお話にあったように、案件の性格から見て、当然本件でありますと、プリオン専門調査会で審議をお願いする案件になるわけですから、親委員会としては、プリオン専門調査会の皆さんの意見をまず伺った上で、更に議論をしようという段階ですので、今の段階で委員会としてこれを自ら評価案件としてやるか、やらないかを決めたわけではありません。今日の御意見をいただいて、委員会は委員会として議論をするということになるかと思います。その上で、場合によってはもう一度プリオン専門調査会の委員の先生方の御意見も聞いてみまじょうかということにもなるかもしれませんし、そこは今日の先生方の御意見を委員会の方で、また御報告をさせていただいて、御議論いただくということになります。

したがって、今の段階では、そこは白紙です。ただし、約束ごととしては、自ら評価案件としてやるか、やらないかを決めるのは委員会です。

ただ、そうは申しましても、今のような手順も当然必要ですし、それから自ら評価の案件として、最終的に取り上げる前には、いわゆるリスクコミュニケーションのプロセスというものも当然必要になるということです。専門調査会と委員会だけですべてを決めてしまうというわけでも、そこはございません。皆さんの意見については、いわゆる関係者の意見として委員会の決定のときには、また更に聞くというプロセスもございます。

いずれにしても、専門調査会の皆さんがどういうふうに扱えそうか、ないしは扱うのは困難かということは、当然委員会で議論するときの一番重要な意見となるかと思えます。

毛利専門委員 ですから、この委員会で扱う方向で行くのかどうかという方向性をまず決めないと、なかなか難しいだろうと思うんですけれども、現在、上がっているだけの資料でどうこうということについては、非常に困難ではないかと私は思っています。

吉川座長 どうぞ。

山田専門委員 これは非常に難しい問題なんですけれども、私自身はヒトのプリオン病、クロイツフェルト・ヤコブ病のサーベイランスにこれまで携ってきております。ヒトのプリオン病も世界的に見ると、きちんとしたサーベイランスが行われている国というのは、やはりわずかでして、毎年ヨーロッパ及び関連諸国CJDサーベイランス会議というのが開かれるんですが、やはりヨーロッパ、北米、アジアですと日本、そしてオーストラリアぐらいが、恐らくサーベイランスがしっかりやられている地域です。BSE関連のことは、私は必ずしも十分知識はないんですが、恐らくBSEのサーベイランスの十分データを持っている国というのは、世界的に見ると、一部の地域に限られているのではないかと、今、想像されるわけです。

北米のカナダ、アメリカですら、非常に情報収集とか評価が困難だったという経過があるということもございますので、恐らく今回ここに出ているような国に対して、科学的評価を行うということはかなり困難であることは予想されると思います。

ですから、とりあえずこういった国々の現状をおおざっぱに把握していただくということと、あと科学的に評価が困難となったときに、リスク管理機関というのがどういうふうに対応するのかというスタンスを示していただくということが必要なのではないかと考えます。

以上です。

吉川座長 山本専門委員は最初に意見を言われましたけれども、一巡してきて、いかがですか。

山本専門委員 概念的なことを最初に申し上げたので、なかなか具体的にこの委員会で

どうすればいいんだということに関しては難しいんですけども、全くやれないかどうかということについても、わからないというのが現状だと思うんです。ですから、ある程度情報収集を続けつつ、先ほど山田専門委員がおっしゃったような現状把握ということが、まずはやれるかどうか、それすらもわからないわけですから、まず収集をしてみて、その段階でこのようなデータがそろってくれば、できるかどうかということの議論ができると、スタートに立つ前の準備段階がもう少し必要なのかなと思っております。

それと、やはり先ほど申し上げるのは、管理機関との関連ですね。ですから、我々がやったことというのは、自ら評価するということは、どういう意味を持っているのか、管理機関に対して、勧告すること自体がどういう意味を持っているのかということ、慎重にしておかないと、それぞれの役割分担がある状況において、自ら評価というのは、結構評価したことで管理措置が何かいいものが出てきたときに、その上に立っている機関みたいな形に働きかねないんです。

それでもいいというのであれば、そういう形にしますけれども、その辺も本当はリスクコミュニケーションを行って、国民の合意といいますか、そういうものの上で食品安全委員会が進んでいくべきだと思っております。

ちょっとまた概念的な話になりましたけれども、まずは情報収集していくということが大事なのかなというところでしょうか。

吉川座長 諮問を受けたときにも、その経緯、背景、取組方について大体1回、2回議論しないと、ことが始まらないのが、この委員会の特性で、特に今回は自分たち自身が立てることになるかもしれない問題について、想像するまでもなく、そんなに簡単なことではないというのは、共通した認識だと思います。

もう片方で、特に人の方のリスクに関わる委員からは、できる、できないは別として、やはり取り組む必要性のある問題なのではないかという意見もあるやに思いますし、現実の対応としては、とりあえず情報を収集すること、それからここにも書かれている分析・手法、今まで国内見直しから始めて、アメリカ、カナダに関して項目を挙げて分析するという方法を一応やってきたけれども、それでいいのか、あるいはまだ違う国々を評価するときに、違う手法があり得るのか、あるいは追加項目があり得るのか、その辺についても情報収集と可能、不可能は別として、やるならばどういうことが必要なのかということ、議論した上で進めようかという意見が多いかのように思いますけれども、どうでしょうか。1～2回、どの程度の情報が手に入れられるのか、あるいはどういう情報を収集してもらう必要があるのか、一番最初のときも、我々は何がわかっている、何がわかっていないの

か、今、BSEはどこまで来ているんだということから始めようとして、国内見直しの最初のときに始めましたけれども、あれと同じような格好でGBRとかEUのステータス評価とか、OIEとか幾つかありますけれども、管理された国以外を含めてどういうふうに評価していくかということについて、少し議論を深めた上で、結論を出すということにしましょうか。それでいいですかね。

では、事務局、そういうことで親委員会の方に伝えてもらいたいと思います。やらないというわけではないけれども、すぐに始めるというわけではなくて、とりあえず1～2回情報収集から今後の検討事項についてざっくりばらんに議論する、あるいは必要であれば、前にもよくやりましたけれども、専門家の意見を聞く勉強会のようなものを間に挟んだ上で可能かどうかも含めて議論したいと思いますし、また、そこで結論が出なかった場合、出る場合、あまり先のことを考えてもしょうがないですけれども、自ら評価結果と管理機関の在り方なんかについてもどうすべきかというようなことについても議論を進めていきたいと思いますので、そういう意味では、非常に日本的な結論ですけれども、性急に答えを出さないで、1～2回、とにかく勉強会を含めてざっくりばらんに議論する、または事務局の方からも集められる情報について提供をしてもらおうという格好で進めていった上で、取組みについて、その間議論を進めて結論を出して親委員会に伝えたいと思います。それでいいですか。

どうぞ。

齊藤事務局長 今、お話しされたように、少しプリオン専門調査会の方でも更に議論が必要だということだろうと思いますので、今日の様子を委員会の方に事務局なり、ないしは座長から御報告をいただいて、委員会の方でもそういう進め方でいいかどうか、ちょっと御議論をいただいて、今後の進め方は、また具体的に決めていただければと思います。いずれにしても、ちょっとしつこくて申し訳ないんですけれども、自ら評価の案件としてやるかどうかということは、最終的には委員会で決めなければいけませんので、プリオン専門調査会の意向をとにかく委員会の方で御議論いただくということを、まず事務局としてはお願いしたいと思います。

吉川座長 では、一応、今日のところはそういうことでまとめたいと思います。また、追加等御意見がございましたら、いつも言っておりますけれども、事務局の方に連絡をしていただきたいと思います。

ほかに、事務局の方から何かございますか。

梅田課長補佐 特にございませんが、今、座長からお話ございましたように、追加等

の御意見等がございましたら、申し訳ございませんが、来週の火曜日までにいただければ  
と思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

吉川座長 それでは、本日の議題は以上です。次回については、日程調整の上、お知らせ  
しますので、よろしく願いします。

どうもありがとうございました。